

保護者のみなさまへ

学習用モバイルルーター貸出についてのお知らせ（継続申込）

富山市教育委員会

富山市教育委員会では、国のGIGAスクール構想に基づき、パソコンを活用した学習を実施しています。パソコンを使用した家庭学習（宿題を含む）を行うには、Wi-Fi環境が必要ですが、経済的な理由により、Wi-Fi環境が整っていないご家庭に対し、学習用モバイルルーターの貸出を行います。

1 貸出を受けることができる方

次の全てに該当する方

- （1）生活保護費を受給している家庭、または就学援助費を受給している家庭
- （2）学習で利用できるWi-Fi環境が整っていない家庭
- （3）富山市教育センター（富山市新桜町6番15号 Toyama Sakura ビル 6階）でモバイルルーターを受け取り・返却できる方

※該当しなくなった場合や利用取消通知を受けた場合には早急に返却していただきます。

2 申請の手続き

本申請にあたっては、必ず就学援助認定申請を行ってください。

- （1）申請書類

学習用モバイルルーター利用申請書（様式第1号）

（学校から受け取るか、富山市教育センターホームページからダウンロードできます。）

※申請書の学年は新学年で記入してください。

※家庭内に小学生、中学生がともにいる場合には、中学生のお子さんのお名前で申請してください。また、兄弟で使用する場合も1台の貸出です。（データ通信量が不足する場合はご相談ください）

※継続申込の場合は、令和7年度末に一旦返却する必要はありません。

※申請書の「家庭でのWi-Fi環境の有無」の欄が「有」の場合は、申請書と合わせて「学習用モバイルルーター利用申請確認書」を提出してください。

- （2）提出先

お子さんが通っている学校へ令和8年3月17日までに提出してください。

- （3）貸出決定

貸し出す方へは4月中を目途に学校を通じて、否認定の方へは郵送で決定通知を送付します。貸出期間は、貸出日から令和9年3月31日までです。

3 注意点

- （1）利用目的（家庭学習）と異なる使用をした場合返却いただく場合があります。

※利用状況を確認するため、データ通信量や使用履歴を確認場合があります。

- （2）下記の費用は利用者負担となります。

・故障した学習用モバイルルーターの修繕料・購入費用

（利用者の故意又は、重大な過失による故障・紛失の場合に限る）

・学習用モバイルルーター充電にかかる電気料

- （3）学習用モバイルルーターの利用方法がわからない場合は、富山市教育センター（441-5922）までご連絡ください。